指定同行援護事業所

(居宅介護)

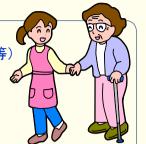
ホームヘルプサービス(居宅介護)は、障がいのあ る方のご自宅をホームヘルパーが訪問して、その方が 自立した日常生活を送ることができるよう、食事、排 せつ、入浴、着替、移動、生活動作の介助などの『身 体介護サービス』や食事の支度、掃除や洗濯、生活必

需品の買物などの『家事援助サービス』を行います。 身体介護サービスは、在宅での介護を毎日支える必 要性から、365日、朝8時から夜9時30分まで提供 しています。お気軽にお問い合わせください。

体介護サービ

- ○排泄の介助(おむつ交換、トイレ誘導等)
 ○体位交換(床ずれ予防)
- 〇食事の介助

- ○衣類の着替え ○入浴の介助、洗髪 ○身体の清拭(身体をふくこと)
- 〇整容、歯磨き 〇移動、外出の介助(ベッドから車いすへの移乗、通院介助等



- 〇衣類の洗濯
- 〇食事の支度(調理、配達)
- 〇住居等の清掃・整理
- 〇生活必需品の買い物 〇病院等の連絡 など など



上記の他にも、重度視覚障がいのある方の外出時における移動の介護等を行う「同行援護」や重度肢体障がいのある 方等の生活全般にわたる援助を行う「重度訪問介護」を行っています。また、敦賀市委託事業として、障がいのある方が 社会参加等を目的とする外出の際の移動を支援する「移動支援事業」、介護給付の対象とならない障がいのある方に家 事や日常生活上の必要な支援を行う「生活サポート事業」を行っています。ご利用についてはお問い合わせください。

鶏のど霧肉

毎日(年中無休)

営業時間

午前8時~午後9時30分

お問い合わせ・利用のご相談は

敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所 電話 22-7222(直通) 22-3133代

> 敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

- - 障害者総合支援法による障害福祉サービス(居宅介護[ホームヘルプサービス]、 同行援護、重度訪問介護、生活介護[デイサービス]等)・地域生活支援事業(移動 支援事業、生活サポート事業等)を利用するためには、市町村に支給申請を行う必 要があります。障害福祉サービスの利用については、市町村の指定を受けた特定相 談支援事業所でケアプラン(サービス等利用計画)の案を作成し、ケアプランの案 と関係書類を市町村に提出して支給決定を受ける必要があります。手続きの方法や 特定相談支援事業所に関する情報は、敦賀市社会福祉協議会までお問い合わせくだ さい。



なお、65歳以上(特定疾病の場合、40歳以上の方も含まれます)で障がいの ある方は、原則として介護保険制度でのサービスのご利用となります。ご了承くだ さい。





障がいのある方の在宅サービス利用のお問い合わせは

^{社会福祉}**敦賀市社会福祉協議会**

電 話 22-3133(代) ファックス 22-3785

ホーム http://tsurugashishakyo.ec-net.jp/

〒914-0047 敦賀市東洋町4番1号

敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」

